

基礎情報届出・使用前自己確認結果届出 における手続上の注意事項

中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署

小規模事業用電気工作物に関する手続き

- 手続きが必要なものは、次の2つ

基礎情報届出書

目的 : 一般用電気工作物は、電気主任技術者の選任が不要ではあるものの、保安を担保するため、電気主任技術者選任に代わる体制を敷くもの

根拠条文 : 電気事業法第46条・電気事業法施行規則第57条・58条

使用前自己確認結果届出書

目的 : 工事計画届出が不要であっても、自主保安の観点から必要な内容（使用前自主検査と同等）を自ら確認することを促すもの

根拠条文 : 電気事業法第51条の2・電気事業法施行規則第74条～78条

小規模事業用電気工作物に関する手続き

- 基礎情報届出書：電気事業法施行規則第57条に則り確認する

- 一 小規模事業用電気工作物を設置する者の氏名
又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 小規模事業用電気工作物を設置する者の電話番号、
電子メールアドレスその他の連絡先
- 三 小規模事業用電気工作物の設置の場所、原動力の種類及び出力
- 四 小規模事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する
保安の監督に係る業務を担当する者
(当該業務を委託する場合にあっては、その委託先。次号において同じ。)
の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 五 小規模事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務
を担当する者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- 六 小規模事業用電気工作物の点検の頻度

小規模事業用電気工作物に関する手続き

● 基礎情報届出書（保安ネット）

基礎情報の届出

提出者情報

法人番号の有無

☒ 有

☐ 無

提出日

2024/08/01

法人番号

1234567890123

法人情報検索

クリア

法人/個人名称

A B C 株式会社

法人代表者の役職

代表取締役社長

法人代表者氏名

菅原 拓

郵便番号(ハイフンなし)

9300856

郵便番号検索

クリア

都道府県

富山県

市区町村以降住所

富山市牛島新町 1 1 番 7 号

連絡先電話番号(ハイフンなし)

0123455678

その他連絡先電話番号(ハイフンなし)

例: 08000112233

提出者氏名

菅原 拓

提出者電話番号(ハイフンなし)

0123455678

監督部の管轄区域の一覧はこちらへ

提出先監督部

(北陸) 中部近畿産業保安監督部長

設置者情報

提出者情報コピー

法人番号の有無

☒ 有

☐ 無

法人番号

1234567890123

法人情報検索

クリア

設置者種別

法人

法人/個人名称

A B C 株式会社

法人代表者の役職

代表取締役社長

法人代表者氏名

菅原 拓

郵便番号(ハイフンなし)

9300856

郵便番号検索

クリア

都道府県

富山県

市区町村以降住所

富山市牛島新町 1 1 番 7 号

連絡先電話番号(ハイフンなし)

0123455678

その他連絡先電話番号(ハイフンなし)

例: 08000112233

連絡先メールアドレス

sugawara-hiraku@abc.com

一 小規模事業用電気工作物を設置する者の氏名
又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 小規模事業用電気工作物を設置する者の電話番号、
電子メールアドレスその他の連絡先

小規模事業用電気工作物に関する手続き

● 基礎情報届出書（保安ネット）

基礎情報の届出 電出届

提出者情報 基礎情報 添付書類

基礎情報を入力してください。

基礎情報を追加

基礎情報 (1)

設備情報

☐ 譲渡された小規模事業用電気工作物

小規模事業用電気工作物番号

小規模事業用電気工作物の設置の場所郵便番号(ハイフンなし)

9300856

郵便番号検索 クリア

小規模事業用電気工作物の設置の場所都道府県

富山県

小規模事業用電気工作物の設置の場所市区町村以降住所

富山市牛島新町 1 1 番 7 号

小規模事業用電気工作物の種類

☒ 太陽電池 ☐ 風力

小規模事業用電気工作物の設置の場所における緯度と経度の座標位置

例：41°24'12.2"N 2°10'26.5"E

モジュール出力と枚数(W)

500W×30

小規模事業用電気工作物の出力(単位: kW)

11.000

発電設備情報の設備出力合計自動計算

発電設備電圧(単位: V)

200.000

電力貯蔵装置容量(kWh)

例：100

設備形態

地上設置

発電設備情報

	設備名称	設備出力(kW)	設置状況(設置/廃止)	
1	PCS1	5.000	設置	
2	PCS2	6.000	設置	

三 小規模事業用電気工作物の設置の場所、原動力の種類及び出力

小規模事業用電気工作物に関する手続き

● 基礎情報届出書（保安ネット）

基礎情報の届出 電品届

保安体制情報 クリア

保安体制

☐ 保安監督業務を設置者自ら行う

☒ 保安監督業務を委託して行う(委託先)

法人/個人の別

☒ 法人 ☐ 個人

保安監督業務担当者(又は委託先)の氏名

水野 拓

保安監督業務担当者(又は委託先)の氏名フリガナ

ミズノ ヒラク

保安監督業務担当者(又は委託先)の名称(法人名称等)

水野電気管理事務所

保安監督業務担当者(又は委託先)の法人代表者の役職

取締役社長

保安監督業務担当者(又は委託先)の法人代表者氏名

水野 拓

保安監督業務担当者(又は委託先)の法人代表者氏名フリガナ

ミズノ ヒラク

保安監督業務担当者(又は委託先)の住所都道府県

富山県

保安監督業務担当者(又は委託先)の住所市区町村以降住所

富山市牛島新町 1 1 番 7 号

保安監督業務担当者(又は委託先)の電話番号(ハイフンなし)

05012345678

保安監督業務担当者(又は委託先)のメールアドレス

mizuno-hiraku@denki.com

保安監督業務担当者(又は委託先)のその他連絡先電話番号(ハイフンなし)

例: 08000112233

点検頻度

☐ 業界団体が推奨する点検頻度に基づき実施

☒ 自ら定めた点検頻度に基づき実施

点検頻度詳細

例: 日常点検: ○回/○月、定期点検: ○回/○年、その他電気設備の

FIT認定の有無

☐ 有

四 小規模事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する
保安の監督に係る業務を担当する者
(当該業務を委託する場合にあっては、その委託先。次号において同じ。)
の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

五 小規模事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務
を担当する者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

六 小規模事業用電気工作物の点検の頻度

小規模事業用電気工作物に関する手続き

● 基礎情報届出書における点検頻度の例

対象		頻度*
屋根（屋根設置の場合）	屋根葺材	適宜 [※]
	屋根裏 排水路	
防護柵・へい（地上設置の場合）	へい	1回/月 及び適宜 [※]
	標識 入口扉	
敷地（地上設置の場合）	周辺（影、営巣等）	1回/月 及び適宜 [※]
	アクセス箇所（通路等） 排水路	
太陽電池アレイ	太陽電池モジュール	適宜 [※]
	コネクタ ケーブル 接地線	
	架台	1回/月 及び適宜 [※]
	基礎（地上設置の場合） アレイ下側（植生、営巣等）	
接続箱（PCS 内蔵型も含む）	電線管	適宜 [※]
	本体 端子台、内部機器 過電流保護素子 逆流防止ダイオード 断路器・開閉器 避雷器 接地線 試験	適宜 [※]
電力量計	メータ	適宜 [※]
漏電遮断器	本体	適宜 [※]
	操作部 端子部 配線	
PCS	本体	1回/月 及び適宜 [※]
	避雷器	
	通気状態	
	端子台、内部機器 蓄電装置、UPS 試験	
データ収集装置、遠隔制御装置	本体	1回/月 及び適宜 [※]
	通信線 遠隔操作・制御	
センサ類	本体	適宜 [※]

*このほか、設置1年目点検、設置5年目点検、設置9年日以降4年ごと点検も実施する。

※地震、台風、洪水、悪天候（大雨・強風・大雪・雹など）及び火災、落雷などの後。

小規模事業用電気工作物に関する手続き

● 基礎情報届出書（紙） 電気事業法施行規則第57条に則る

様式第46の2（第57条関係）

小規模事業用電気工作物設置届出書

2024年 8月 1日

中部近畿産業保安監督部長 殿

住 所 富山県富山市牛島新町11番7号

氏 名 ABC株式会社

代表取締役社長 菅原 拓

連絡先 TEL：012345678

メール：sugawara-hiraku@abc.com

電気事業法第46条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

設 備	小規模事業用電気工作物の名称	スガワラ太陽光発電設備
	小規模事業用電気工作物の設置の場所	富山県富山市牛島新町11番7号
	小規模事業用電気工作物の種類	太陽電池発電設備
	小規模事業用電気工作物の出力	11kW
保 安 体 制	保安監督業務担当者の氏名又は名称（※）	水野電気管理事務所 水野 拓
	保安監督業務担当者の住所（※）	富山県富山市牛島新町11番7号
	保安監督業務担当者の電話番号（※）	05012345678
	保安監督業務担当者のメールアドレス（※）	mizuno-hiraku@denki.com
	点検の頻度	別紙のとおり

（※）保安の監督に係る業務を委託して行う場合は、その委託先の情報を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※FIT認定を受けている場合、下記に設備IDをご記載ください（任意）
FIT設備ID：

点検の頻度

対象	頻度*
屋根（屋根設置の場合）	適宜*
屋根葺材 屋根裏 排水路	
防護柵・へい（地上設置の場合）	1回/月 及び適宜*
へい 標識 入口扉	
敷地（地上設置の場合）	1回/月 及び適宜*
周辺（影、営果等） アクセス箇所（通路等） 排水路	
太陽電池アレイ	適宜*
太陽電池モジュール コネクタ ケーブル 接地線	
架台 基礎（地上設置の場合） アレイ下側（植生、営巣等）	1回/月 及び適宜*
電線管	適宜*
接続箱（PCS内蔵型も含む）	適宜*
本体 端子台、内部機器 過電流保護素子 逆流防止ダイオード 断路器・開閉器 避雷器 接地線 試験	
電力計	適宜*
メータ	
漏電遮断器	適宜*
本体 操作部 端子部 配線	
PCS	1回/月 及び適宜*
本体 避雷器 通気状態 端子台、内部機器 蓄電装置、UPS 試験	
データ収集装置、遠隔制御装置	1回/月 及び適宜*
本体 通信線 遠隔操作・制御	
センサ類	適宜*
本体	

※このほか、設置1年目点検、設置5年目点検、設置9年目以降4年ごと点検も実施する。
※地震、台風、洪水、悪天候（大雨・強風・大雪・雹など）及び火災、落雷などの後。

小規模事業用電気工作物に関する手続き

- 使用前自己確認結果届出書：電気事業法施行規則第 7 8 条に則り確認する

一 使用前自己確認を行った年月日

二 使用前自己確認の対象

三 使用前自己確認の方法

四 使用前自己確認の結果

五 使用前自己確認を実施した者及び主任技術者

（当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合を除く。）の氏名

六 当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であって、

その設置者が使用前自己確認に係る業務を委託して行った場合にあつては、

その委託先の氏名又は名称、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

七 使用前自己確認の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

八 当該事業用電気工作物の属する別表第三の上欄に掲げる

電気工作物の種類に応じて、同表の下欄に掲げる添付書類

（別表第六第二項に掲げる電気工作物の設置及び別表第七第三項に掲げる

電気工作物の変更をしようとする場合にあつては、別表第三の第一号の（六）及び

（七）の下欄に掲げる添付書類を除く。）

小規模事業用電気工作物に関する手続き

● 使用前自己確認結果届出書（保安ネット）

使用前自己確認結果の届出 **届出前**

閉じる

印刷

別紙印刷

一時保存

確認へ

提出者情報・確認者情報・使用前自己確認結果情報を入力、添付書類をアップロードし、「確認へ」ボタンを押して確認画面へ進んでください。

提出者情報

確認者情報

使用前自己確認結果情報

添付書類

使用前自己確認結果届出の別紙に係る確認者情報を入力してください。

○ 確認者情報を追加

確認者情報(1)

確認に係る業務実施者

☐ 設置者

☒ 確認に係る業務を委託して行った場合(委託先)

確認者(設置者)の氏名

菅原 拓

確認者(設置者)の氏名フリガナ

スガワラ ヒラク

委託先の氏名

水野 拓

委託先の氏名フリガナ

ミズノ ヒラク

委託先の名称(法人名称等)

水野電気管理事務所

委託先の名称(法人名称等)フリガナ

ミズノデンキカンリジムショ

郵便番号(ハイフンなし)

9300856

郵便番号検索

クリア

委託先の住所都道府県

富山県

委託先の住所市区町村以降住所

富山市牛島新町 1 1 番 7 号

委託先の電話番号(ハイフンなし)

05012345678

委託先のメールアドレス

mizuno-hiraku@denki.com

その他連絡先電話番号(ハイフンなし)

例: 08000112233

備考

五 使用前自己確認を**実施した者**及び主任技術者
（当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合を除く。）の氏名
六 当該事業用電気工作物が**小規模事業用電気工作物**である場合であって、
その**設置者**が使用前自己確認に係る業務を委託して行った場合にあつては、
その**委託先の氏名又は名称、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先**

↑上に戻る

小規模事業用電気工作物に関する手続き

● 使用前自己確認結果届出書（保安ネット）

使用前自己確認結果の届出

使用前自己確認結果届出の別紙
太陽電池発電設備

コピーボタンを押下すると、押下した行の入力内容を複写（コピー）することができます。
貼付けボタンを押下すると、コピーした入力内容を押下した行に転写（貼付け）することができます。

確認項目	確認内容	確認状況	判定結果	現地試験結果による確認の有無	工場試験結果による確認の有無	その他の記録(図面、書類等)による確認の有無	規格に沿って確認を行った場合の規格番号	備考	確認者	確認年月日		
1	外観検査	解説のとおり	済	合	有	無	無	設計時において発電用太陽電池設備の技術水準に基づく支持物強度の妥当性の確認 有	確認者情報(1)のとおり	2024/08/01	コピー	貼付け
2	設計荷重の確認	解説のとおり	済	合	有	無				2024/08/01	コピー	貼付け
3	支持物構造の確認	解説のとおり	済	合	有	無				2024/08/01	コピー	貼付け
4	部材強度の確認	解説のとおり	済	合	無	無	有		確認者情報(1)のとおり	2024/08/01	コピー	貼付け

一

二

三

四

五

使用前自己確認を行った年月日

使用前自己確認の対象

使用前自己確認の方法

使用前自己確認の結果

使用前自己確認を実施した者及び主任技術者

小規模事業用電気工作物に関する手続き

● 使用前自己確認結果届出書（保安ネット）

使用前自己確認結果の届出 (ELE-J-00011149) 確認済

提出

受理

閉じる

取下げ

印刷

別紙印刷

保存

確認へ

提出者情報・確認者情報・使用前自己確認結果情報を入力、添付書類をアップロードし、「確認へ」ボタンを押して確認画面へ進んでください。

提出者情報

確認者情報

使用前自己確認結果情報

添付書類

必要な添付書類をアップロードしてください。

太陽電池発電設備添付書類チェックリスト（使用前自己確認の内容に関係のある書類を添付）

☒ 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図

ファイル名

主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図

ファイルページ番号

1～2

☒ 発電所の概要を明示した地形図

ファイル名

発電所の概要を明示した地形図

ファイルページ番号

1

☒ 発電方式に関する説明書

ファイル名

発電方式に関する説明書

ファイルページ番号

1

新規追加

ファイル名

1 主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図

2 発電所の概要を明示した地形図

3 発電方式に関する説明書

↑ 上に戻る

戻してください。

確認へ

八 当該事業用電気工作物の属する別表第三の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じ、同表の下欄に掲げる添付書類（別表第六第二項に掲げる電気工作物の設置及び別表第七第三項に掲げる電気工作物の変更をしようとする場合にあっては、別表第三の第一号の（六）及び（七）の下欄に掲げる添付書類を除く。）

小規模事業用電気工作物に関する手続き

● 使用前自己確認結果届出書（紙） 電気事業法施行規則第78条に則る

様式第53（第78条関係） 電気事業法施行規則にて定める様式のため、項目はそのまま

使用前自己確認結果届出書

2024年 8月 1日

中部近畿産業保安監督部長 殿

住 所 富山県富山市牛島新町11番7号
氏 名 ABC株式会社
代表取締役社長 菅原 拓
連絡先 TEL: 012345678
メール: sugawara-hiraku@abc.com

電気事業法第51条の2第3項の規定により別紙のとおり使用前自己確認の結果を届け
出ます。 該当がなかったものは 該当なし と明記する。

1. 確認年月日
2024年8月1日
2. 確認の対象
発電所または発電設備の種類: 太陽電池発電設備 50kW以上は発電所
発電所名称: スガワラ太陽光発電設備
発電所住所: 富山県富山市牛島新町11番7号
発電所出力: 11kW
発電所電圧: 200V
根拠条文: 電気事業法施行規則別表第6第2項
3. 確認の方法
別紙のとおり
4. 確認の結果
別紙のとおり
5. 確認を実施した者及び主任技術者（当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合を除く。）の氏名
該当なし 一般用電気工作物は主任技術者がいないため、該当なし
6. 当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であって、確認に係る業務を委託して行った場合にあっては、その委託先の氏名又は名称、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
水野電気管理事務所 水野拓 05012345678 mizuno-hiraku@denki.com
7. 確認の結果にもとづいて補修などの措置を講じたときは、その内容
該当なし

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
※FIT認定を受けている場合、下記に設備IDをご記載ください（任意）
FIT設備ID:

小規模事業用電気工作物に関する手続き

● 使用前自己確認結果届出書（紙） 別紙：具体的な確認を行う

使用前自己確認結果届出書
3 太陽電池発電所及び太陽電池発電設備

本記載例はあくまでも一例です。作成の際は実施した内容に基づいて記載してください。

【太陽電池発電所（高圧受電設備に接続されている太陽電池発電設備を含む）】											
番号	確認項目	確認内容 (使用前自己確認方法の基本案)	確認状況	判定結果	現地試験結果による確認の有無 (1)	記録による確認		規格に沿って確認を行った場合の規格番号 (JIS以外の規格の場合には、その適合性を証明する書類を添付すること)	備考	確認年月日、 確認者(2)	
						工場試験結果による確認の有無	その他記録(図面、書類等)による確認の有無			設置者	主任技術者
1	外観検査	検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電機に適合していることを目視により確認する。 なお、判定基準の②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧を確認する場合は書類等によって確認することもできる。	☒ 済 ☐ 対象外	☒ 合 ☐ 否	☒ 有 ☐ 無	☐ 有 ☒ 無	☒ 有 ☐ 無	JIS以外規格に沿って確認を行った。	設計時に電機設備の技術基準に基づき支持物の強度計算の妥当性の確認の有無 ☒ 有 ☐ 無 判定基準の②、③、④、⑤については書類等を確認した。	確認年月日 2024年7月8日 確認者 〇〇株式会社 保安部保全課 〇〇 〇〇	確認年月日 2024年7月8日 確認者 〇〇(電気保安法人等) 〇〇営業所 〇〇 〇〇
	判定基準	①中性点直接接地方式電路に接続する変圧器には、過電圧防止設備が設置されていること。(電技解釈第19条第1項) ②必要な箇所に所定の接地が行われていること。(電技解釈第17条～第19条、第21条、第22条、第24条、第25条、第27条～第29条、第37条) ③高圧又は特別高圧用の機械器具の充電部が、取扱者が容易に触れないように施設されていること。(電技解釈第21条、第22条) ④アークが発生する器具と可燃性物質との距離が十分であること。(電技解釈第23条) ⑤高圧又は特別高圧電路中の過電流遮断器の開閉状態が容易に確認できること。(電技解釈第34条) ⑥高圧及び特別高圧の電路において電線及び電気機械器具を保護するために必要な箇所に過電流遮断器が施設されていること。(電技解釈第34条、第35条) ⑦高圧及び特別高圧の電路に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。(電技解釈第36条) ⑧太陽電池発電所の高圧及び特別高圧の電路において、架空電線の引込口及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。(電技解釈第37条) ⑨太陽電池発電所の周囲に、樹、樹等が施設されており、出入口に施設装置及び立入禁止表示が施設されていること。(電技解釈第38条) ⑩太陽電池発電所の周囲の樹、樹等の高さ、樹、樹等から特別高圧の充電部までの距離との和が規定値以上であること。(電技解釈第38条) ⑪ガス絶縁機器等の圧力容器が規定とおり施設されていること。(電技解釈第40条) ⑫発電機、特別高圧用の変圧器、電力用コンデンサ又は分路リアクトル及び調相機に必要な保護装置が施設されていること。(電技解釈第42条、第43条) ⑬検査の対象となる電気工作物が図面等の記載事項と一致に施設されていること。なお、支持物の基礎については、当該記載事項と一致に施設されていることが施工の状態が分かる写真や施工管理記録等により確認されていること。	目視により確認	書類等により確認	標識により確認	設置者とは、使用前自己確認結果届出書を提出する法人又は個人であり、工事施工者とは異なります。この欄は、法人の場合は代表者ではなく、実際に現場や書面等にて試験結果を確認した保安責任者の所属・氏名を記載してください。主任技術者が自社兼任で保安責任者を兼ねている場合は、主任技術者欄と同一者でも構いません。	ここで書く「主任技術者」は有資格者ではなく、設置者が主任(若しくは外部委託)として国に届け出ている方となります。				
2	設計荷重の確認	検査対象となる電気工作物の支持物の設計荷重が当該設置環境下の荷重として適切に設定されていることを図面等(構造計算書、梁台図、載荷試験結果及び地盤調査結果等を含む。以下「Ⅱ-1. 使用前自己確認の方法 3. 太陽電池発電所及び太陽電池発電設備」において同じ。)により確認する。	☒ 済 ☐ 対象外	☒ 合 ☐ 否	☐ 有 ☒ 無	☐ 有 ☒ 無	☒ 有 ☐ 無	JIS C 8955 (2017)	判定基準の①については図面で確認した。 判定基準の②については構造計算書で確認した。	確認年月日 2024年7月8日 確認者 〇〇株式会社 保安部保全課 〇〇 〇〇	確認年月日 2024年7月8日 確認者 〇〇(電気保安法人等) 〇〇営業所 〇〇 〇〇
	判定基準	自重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重その他の当該支持物の設置環境下において想定される各種荷重が、日本産業規格 JIS C 8955 (2017)「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」等に基づき設定されていること。 具体的には、以下の項目を満たすこと。 ①自重は、太陽電池モジュール、支持物及び支持物に取付けられている電気設備(逆変換装置、電線、接続箱、集電箱)等の重量が設定されていること。 ②風圧荷重は、アレイ面と支持物のそれぞれの重量が考えられていること。 ③基準風速、地表面粗度区分は当該設備の設置場所に応じた値が設定されていること。 ④風力係数は風向実験結果から考えられる数値、または JIS C 8955 (2017) に示された設置形態に応じた数値が設定されていること。 ⑤積雪荷重の地上自由積雪量は、JIS C 8955 (2017) の算定方法により求めた値が設定されていること。 ⑥勾配係数はアレイ面の角度に応じた値が設定されており、アレイ面の傾斜が確実に滑らないと判断できる場合には勾配係数を1としていること。 ⑦雪の単位重量は、一般の雪で20 N/cm ² 以上、多雪区域で30 N/cm ² 以上が設定されていること。 ⑧地震荷重の設計用水平震度は、JIS C 8955 (2017) に示された設置形態(地上設置および建築物等設置)及び設置場所に応じた値が設定されていること。 ⑨傾斜地、水上等に設置される設備の場合は、「発電用太陽電池設備に関する技術基準の解説」に基づいて付加的に考慮すべき外力を適切に評価していること。	実際の設備の支持物と一致していることを確認	図面等により確認							
3	支持物構造の確認	図面等での支持物の形状及び寸法、使用材料等が実際の設備の支持物と一致していることを確認する。 支持物が各種設計荷重に対して安定した構造であることを図面等により確認する。	☒ 済 ☐ 対象外	☒ 合 ☐ 否	☒ 有 ☐ 無	☐ 有 ☒ 無	☒ 有 ☐ 無	JIS以外規格に沿って確認を行った。	判定基準の①については図面で確認した。 判定基準の②については構造計算書で確認した。	確認年月日 2024年7月8日 確認者 〇〇株式会社 保安部保全課 〇〇 〇〇	確認年月日 2024年7月8日 確認者 〇〇(電気保安法人等) 〇〇営業所 〇〇 〇〇
	判定基準	①支持物の架構(部材の組み方や形状、使用材料等)及び寸法が図面等と一致していること。 ②図面等に示された支持物(架構を含む)の架構等について不静定次数の計算を行い、いずれの架構も不静定次数の値が0以上の安定した構造(静定・不静定)であること。このとき、部材間の接合部の条件を適切に設定し、不静定次数の算出方法は、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解説に関する条項(第10条第1項第1号、第10条第2項第1号、第10条第3項第1号、第10条第4項第1号、第10条第5項第1号、第10条第6項第1号、第10条第7項第1号、第10条第8項第1号、第10条第9項第1号、第10条第10項第1号、第10条第11項第1号、第10条第12項第1号、第10条第13項第1号、第10条第14項第1号、第10条第15項第1号、第10条第16項第1号、第10条第17項第1号、第10条第18項第1号、第10条第19項第1号、第10条第20項第1号、第10条第21項第1号、第10条第22項第1号、第10条第23項第1号、第10条第24項第1号、第10条第25項第1号、第10条第26項第1号、第10条第27項第1号、第10条第28項第1号、第10条第29項第1号、第10条第30項第1号、第10条第31項第1号、第10条第32項第1号、第10条第33項第1号、第10条第34項第1号、第10条第35項第1号、第10条第36項第1号、第10条第37項第1号、第10条第38項第1号、第10条第39項第1号、第10条第40項第1号、第10条第41項第1号、第10条第42項第1号、第10条第43項第1号、第10条第44項第1号、第10条第45項第1号、第10条第46項第1号、第10条第47項第1号、第10条第48項第1号、第10条第49項第1号、第10条第50項第1号、第10条第51項第1号、第10条第52項第1号、第10条第53項第1号、第10条第54項第1号、第10条第55項第1号、第10条第56項第1号、第10条第57項第1号、第10条第58項第1号、第10条第59項第1号、第10条第60項第1号、第10条第61項第1号、第10条第62項第1号、第10条第63項第1号、第10条第64項第1号、第10条第65項第1号、第10条第66項第1号、第10条第67項第1号、第10条第68項第1号、第10条第69項第1号、第10条第70項第1号、第10条第71項第1号、第10条第72項第1号、第10条第73項第1号、第10条第74項第1号、第10条第75項第1号、第10条第76項第1号、第10条第77項第1号、第10条第78項第1号、第10条第79項第1号、第10条第80項第1号、第10条第81項第1号、第10条第82項第1号、第10条第83項第1号、第10条第84項第1号、第10条第85項第1号、第10条第86項第1号、第10条第87項第1号、第10条第88項第1号、第10条第89項第1号、第10条第90項第1号、第10条第91項第1号、第10条第92項第1号、第10条第93項第1号、第10条第94項第1号、第10条第95項第1号、第10条第96項第1号、第10条第97項第1号、第10条第98項第1号、第10条第99項第1号、第10条第100項第1号、第10条第101項第1号、第10条第102項第1号、第10条第103項第1号、第10条第104項第1号、第10条第105項第1号、第10条第106項第1号、第10条第107項第1号、第10条第108項第1号、第10条第109項第1号、第10条第110項第1号、第10条第111項第1号、第10条第112項第1号、第10条第113項第1号、第10条第114項第1号、第10条第115項第1号、第10条第116項第1号、第10条第117項第1号、第10条第118項第1号、第10条第119項第1号、第10条第120項第1号、第10条第121項第1号、第10条第122項第1号、第10条第123項第1号、第10条第124項第1号、第10条第125項第1号、第10条第126項第1号、第10条第127項第1号、第10条第128項第1号、第10条第129項第1号、第10条第130項第1号、第10条第131項第1号、第10条第132項第1号、第10条第133項第1号、第10条第134項第1号、第10条第135項第1号、第10条第136項第1号、第10条第137項第1号、第10条第138項第1号、第10条第139項第1号、第10条第140項第1号、第10条第141項第1号、第10条第142項第1号、第10条第143項第1号、第10条第144項第1号、第10条第145項第1号、第10条第146項第1号、第10条第147項第1号、第10条第148項第1号、第10条第149項第1号、第10条第150項第1号、第10条第151項第1号、第10条第152項第1号、第10条第153項第1号、第10条第154項第1号、第10条第155項第1号、第10条第156項第1号、第10条第157項第1号、第10条第158項第1号、第10条第159項第1号、第10条第160項第1号、第10条第161項第1号、第10条第162項第1号、第10条第163項第1号、第10条第164項第1号、第10条第165項第1号、第10条第166項第1号、第10条第167項第1号、第10条第168項第1号、第10条第169項第1号、第10条第170項第1号、第10条第171項第1号、第10条第172項第1号、第10条第173項第1号、第10条第174項第1号、第10条第175項第1号、第10条第176項第1号、第10条第177項第1号、第10条第178項第1号、第10条第179項第1号、第10条第180項第1号、第10条第181項第1号、第10条第182項第1号、第10条第183項第1号、第10条第184項第1号、第10条第185項第1号、第10条第186項第1号、第10条第187項第1号、第10条第188項第1号、第10条第189項第1号、第10条第190項第1号、第10条第191項第1号、第10条第192項第1号、第10条第193項第1号、第10条第194項第1号、第10条第195項第1号、第10条第196項第1号、第10条第197項第1号、第10条第198項第1号、第10条第199項第1号、第10条第200項第1号、第10条第201項第1号、第10条第202項第1号、第10条第203項第1号、第10条第204項第1号、第10条第205項第1号、第10条第206項第1号、第10条第207項第1号、第10条第208項第1号、第10条第209項第1号、第10条第210項第1号、第10条第211項第1号、第10条第212項第1号、第10条第213項第1号、第10条第214項第1号、第10条第215項第1号、第10条第216項第1号、第10条第217項第1号、第10条第218項第1号、第10条第219項第1号、第10条第220項第1号、第10条第221項第1号、第10条第222項第1号、第10条第223項第1号、第10条第224項第1号、第10条第225項第1号、第10条第226項第1号、第10条第227項第1号、第10条第228項第1号、第10条第229項第1号、第10条第230項第1号、第10条第231項第1号、第10条第232項第1号、第10条第233項第1号、第10条第234項第1号、第10条第235項第1号、第10条第236項第1号、第10条第237項第1号、第10条第238項第1号、第10条第239項第1号、第10条第240項第1号、第10条第241項第1号、第10条第242項第1号、第10条第243項第1号、第10条第244項第1号、第10条第245項第1号、第10条第246項第1号、第10条第247項第1号、第10条第248項第1号、第10条第249項第1号、第10条第250項第1号、第10条第251項第1号、第10条第252項第1号、第10条第253項第1号、第10条第254項第1号、第10条第255項第1号、第10条第256項第1号、第10条第257項第1号、第10条第258項第1号、第10条第259項第1号、第10条第260項第1号、第10条第261項第1号、第10条第262項第1号、第10条第263項第1号、第10条第264項第1号、第10条第265項第1号、第10条第266項第1号、第10条第267項第1号、第10条第268項第1号、第10条第269項第1号、第10条第270項第1号、第10条第271項第1号、第10条第272項第1号、第10条第273項第1号、第10条第274項第1号、第10条第275項第1号、第10条第276項第1号、第10条第277項第1号、第10条第278項第1号、第10条第279項第1号、第10条第280項第1号、第10条第281項第1号、第10条第282項第1号、第10条第283項第1号、第10条第284項第1号、第10条第285項第1号、第10条第286項第1号、第10条第287項第1号、第10条第288項第1号、第10条第289項第1号、第10条第290項第1号、第10条第291項第1号、第10条第292項第1号、第10条第293項第1号、第10条第294項第1号、第10条第295項第1号、第10条第296項第1号、第10条第297項第1号、第10条第298項第1号、第10条第299項第1号、第10条第300項第1号、第10条第301項第1号、第10条第302項第1号、第10条第303項第1号、第10条第304項第1号、第10条第305項第1号、第10条第306項第1号、第10条第307項第1号、第10条第308項第1号、第10条第309項第1号、第10条第310項第1号、第10条第311項第1号、第10条第312項第1号、第10条第313項第1号、第10条第314項第1号、第10条第315項第1号、第10条第316項第1号、第10条第317項第1号、第10条第318項第1号、第10条第319項第1号、第10条第320項第1号、第10条第321項第1号、第10条第322項第1号、第10条第323項第1号、第10条第324項第1号、第10条第325項第1号、第10条第326項第1号、第10条第327項第1号、第10条第328項第1号、第10条第329項第1号、第10条第330項第1号、第10条第331項第1号、第10条第332項第1号、第10条第333項第1号、第10条第334項第1号、第10条第335項第1号、第10条第336項第1号、第10条第337項第1号、第10条第338項第1号、第10条第339項第1号、第10条第340項第1号、第10条第341項第1号、第10条第342項第1号、第10条第343項第1号、第10条第344項第1号、第10条第345項第1号、第10条第346項第1号、第10条第347項第1号、第10条第348項第1号、第10条第349項第1号、第10条第350項第1号、第10条第351項第1号、第10条第352項第1号、第10条第353項第1号、第10条第354項第1号、第10条第355項第1号、第10条第356項第1号、第10条第357項第1号、第10条第358項第1号、第10条第359項第1号、第10条第360項第1号、第10条第361項第1号、第10条第362項第1号、第10条第363項第1号、第10条第364項第1号、第10条第365項第1号、第10条第366項第1号、第10条第367項第1号、第10条第368項第1号、第10条第369項第1号、第10条第370項第1号、第10条第371項第1号、第10条第372項第1号、第10条第373項第1号、第10条第374項第1号、第10条第375項第1号、第10条第376項第1号、第10条第377項第1号、第10条第378項第1号、第10条第379項第1号、第10条第380項第1号、第10条第381項第1号、第10条第382項第1号、第10条第383項第1号、第10条第384項第1号、第10条第385項第1号、第10条第386項第1号、第10条第387項第1号、第10条第388項第1号、第10条第389項第1号、第10条第390項第1号、第10条第391項第1号、第10条第392項第1号、第10条第393項第1号、第10条第394項第1号、第10条第395項第1号、第10条第396項第1号、第10条第397項第1号、第10条第398項第1号、第10条第399項第1号、第10条第400項第1号、第10条第401項第1号、第10条第402項第1号、第10条第403項第1号、第10条第404項第1号、第10条第405項第1号、第10条第406項第1号、第10条第407項第1号、第10条第408項第1号、第10条第409項第1号、第10条第410項第1号、第10条第411項第1号、第10条第412項第1号、第10条第413項第1号、第10条第414項第1号、第10条第415項第1号、第10条第416項第1号、第10条第417項第1号、第10条第418項第1号、第10条第419項第1号、第10条第420項第1号、第10条第421項第1号、第10条第422項第1号、第10条第423項第1号、第10条第424項第1号、第10条第425項第1号、第10条第426項第1号、第10条第427項第1号、第10条第428項第1号、第10条第429項第1号、第10条第430項第1号、第10条第431項第1号、第10条第432項第1号、第10条第433項第1号、第10条第434項第1号、第10条第435項第1号、第10条第436項第1号、第10条第437項第1号、第10条第438項第1号、第10条第439項第1号、第10条第440項第1号、第10条第441項第1号、第10条第442項第1号、第10条第443項第1号、第10条第444項第1号、第10条第445項第1号、第10条第446項第1号、第10条第447項第1号、第10条第448項第1号、第10条第449項第1号、第10条第450項第1号、第10条第451項第1号、第10条第452項第1号、第10条第453項第1号、第10条第454項第1号、第10条第455項第1号、第10条第456項第1号、第10条第457項第1号、第10条第458項第1号、第10条第459項第1号、第10条第460項第1号、第10条第461項第1号、第10条第462項第1号、第10条第463項第1号、第10条第464項第1号、第10条第465項第1号、第10条第466項第1号、第10条第467項第1号、第10条第468項第1号、第10条第469項第1号、第10条第470項第1号、第10条第471項第1号、第10条第472項第1号、第10条第473項第1号、第10条第474項第1号、第10条第475項第1号、第10条第476項第1号、第10条第477項第1号、第10条第478項第1号、第10条第479項第1号、第10条第480項第1号、第10条第481項第1号、第10条第482項第1号、第10条第483項第1号、第10条第484項第1号、第10条第485項第1号、第10条第486項第1号、第10条第487項第1号、第10条第488項第1号、第10条第489項第1号、第10条第490項第1号、第10条第491項第1号、第10条第492項第1号、第10条第493項第1号、第10条第494項第1号、第10条第495項第1号、第10条第496項第1号、第10条第497項第1号、第10条第498項第1号、第10条第499項第1号、第10条第500項第1号、第10条第501項第1号、第10条第502項第1号、第10条第503項第1号、第10条第504項第1号、第10条第505項第1号、第10条第506項第1号、第10条第507項第1号、第10条第508項第1号、第10条第509項第1号、第10条第510項第1号、第10条第511項第1号、第10条第512項第1号、第10条第513項第1号、第10条第514項第1号、第10条第515項第1号、第10条第516項第1号、第10条第517項第1号、第10条第518項第1号、第10条第519項第1号、第10条第520項第1号、第10条第521項第1号、第10条第522項第1号、第10条第523項第1号、第10条第524項第1号、第10条第525項第1号、第10条第526項第1号、第10条第527項第1号、第10条第528項第1号、第10条第529項第1号、第10条第530項第1号、第10条第531項第1号、第10条第532項第1号、第10条第533項第1号、第10条第534項第1号、第10条第535項第1号、第10条第536項第1号、第10条第537項第1号、第10条第538項第1号、第10条第539項第1号、第10条第540項第1号、第10条第541項第1号、第10条第542項第1号、第10条第543項第1号、第10条第544項第1号、第10条第545項第1号、第10条第546項第1号、第10条第547項第1号、第10条第548項第1号、第10条第549項第1号、第10条第550項第1号、第10条第551項第1号、第10条第552項第1号、第10条第553項第1号、第10条第554項第1号、第10条第555項第1号、第10条第556項第1号、第10条第557項第1号、第10条第558項第1号、第10条第559項第1号、第10条第560項第1号、第10条第561項第1号、第10条第562項第1号、第10条第563項第1号、第10条第564項第1号、第10条第565項第1号、第10条第566項第1号、第10条第567項第1号、第10条第568項第1号、第10条第569項第1号、第10条第570項第1号、第10条第571項第1号、第10条第572項第1号、第10条第573項第1号、第10条第574項第1号、第10条第575項第1号、第10条第576項第1号、第10条第577項第1号、第10条第578項第1号、第10条第579項第1号、第10条第580項第1号、第10条第581項第1号、第10条第582項第1号、第10条第583項第1号、第10条第584項第1号、第10条第585項第1号、第10条第586項第1号、第10条第587項第1号、第10条第588項第1号、第10条第589項第1号、第10条第590項第1号、第10条第591項第1号、第10条第592項第1号、第10条第593項第1号、第10条第594項第1号、第10条第595項第1号、第10条第596項第1号、第10条第597項第1号、第10条第598項第1号、第10条第599項第1号、第10条第600項第1号、第10条第601項第1号、第10条第602項第1号、第10条第603項第1号、第10条第604項第1号、第10条第605項第1号、第10条第606項第1号、第10条第607項第1号、第10条第608項第1号、第10条第609項第1号、第10条第610項第1号、第10条第611項第1号、第10条第612項第1号、第10条第613項第1号、第10条第614項第1号、第10条第615項第1号、第10条第616項第1号、第10条第617項第1号、第10条第618項第1号、第10条第619項第1号、第10条第620項第1号、第10条第621項第1号、第10条第622項第1号、第10条第623項第1号、第10条第624項第1号、第10条第625項第1号、第10条第626項第1号、第10条第627項第1号、第10条第628項第1号、第10条第629項第1号、第10条第630項第1号、第10条第631項第1号、第10条第632項第1号、第10条第63条									

小規模事業用電気工作物に関する手続き

- 使用前自己確認結果届出書（紙） 別紙：具体的な確認を行う

具体的な確認内容は下記アドレスを参照

使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/20240328shiyoumaekensakaishaku.pdf

太陽電池発電所は

P 3 9 ～ P 4 4、別添資料 P 9 ～ P 1 3

（太陽電池発電設備もここで確認する）

風力発電所は

P 4 5 ～ P 4 9、別添資料 P 1 4 ～ P 1 7

（風力発電設備もここで確認する）

ページは法改正によって変わるため、
常に最新のものを確認してください

小規模事業用電気工作物に関する手続き

- 使用前自己確認結果届出書（紙） 電気事業法施行規則第78条に則る

使用前自己確認結果確認届出書添付書類一覧

添付書類名	必須	条件により添付必要	
発電所の概要を明示した地形図	☐	—	
主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図	☐	—	
発電方式に関する説明書	☐	—	
支持物の構造図及び強度計算書	該当なし ☐	☐	以下区域に設置する場合に添付が必要（該当するものにチェック）
			☐ ・砂防法（明治30年法律第29号）第二条の規定により指定された砂防指定地
			☐ ・地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域
			☐ ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第三条の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
	☐	☐	☐ ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域
			当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。）の崩壊の防止措置に関する説明書
			急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は添付が必要
許可を受けたところから従って行われたことを示す書類	該当なし ☐	☐	砂防法（明治30年法律第29号）第四条（同法第三条において準用する場合を含む。）の規定による許可
許可を受けたところから従って行われたことを示す書類	該当なし ☐	☐	森林法（昭和26年法律第249号）第十条の二第一項の許可
許可を受けたところから従って行われたことを示す書類	該当なし ☐	☐	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第十八条第一項又は同法第四十二条第一項の許可
宅地造成及び特定盛土等規制法第十七条第二項又は第三十六条第二項の規定により交付された検査済証の写し	該当なし ☐	☐	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第十二条第一項又は第三十条第一項の許可
許可を受けたところから従って行われたことを示す書類	該当なし ☐	☐	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第七条第一項の許可
適合性を証明する書類	該当なし ☐	☐	JIS以外の規格に沿って確認を行った場合

小規模事業用電気工作物に関する手続き

- 使用前自己確認結果届出書（紙） 電気事業法施行規則第 7 8 条に則る

他に添付が必要なもの

主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図

発電方式に関する説明書

（必要に応じて）

許可（砂防、地すべりなど）を受けたところに従って行われたことを示す書類

自家用電気工作物に関する手続き

- 手続きが必要なものは 1 つ

~~基礎情報届出書~~

~~目的 : 一般用電気工作物は、電気主任技術者の選任が不要ではあるものの、保安を担保するため、電気主任技術者選任に代わる体制を敷くもの~~

~~根拠条文：電気事業法第 4 6 条・電気事業法施行規則第 5 7 条・5 8 条~~

基礎情報届出書は一般用電気工作物をターゲットとしているため、手続き不要

使用前自己確認結果届出書

目的 : 工事計画届出が不要であっても、自主保安の観点から必要な内容（使用前自主検査と同等）を自ら確認することを促すもの

根拠条文：電気事業法第 5 1 条の 2・電気事業法施行規則第 7 4 条～7 8 条

自家用電気工作物に関する手続き

● 使用前自己確認結果届出書：電気事業法施行規則第78条に則り確認する

一 使用前自己確認を行った年月日

二 使用前自己確認の対象

三 使用前自己確認の方法

四 使用前自己確認の結果

五 使用前自己確認を実施した者及び主任技術者

（当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合を除く。）の氏名

六 当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であって、

その設置者が使用前自己確認に係る業務を委託して行った場合にあつては、

その委託先の氏名又は名称、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

七 使用前自己確認の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

八 当該事業用電気工作物の属する別表第三の上欄に掲げる

電気工作物の種類に応じて、同表の下欄に掲げる添付書類

（別表第六第二項に掲げる電気工作物の設置及び別表第七第三項に掲げる

電気工作物の変更をしようとする場合にあつては、別表第三の第一号の（六）及び

（七）の下欄に掲げる添付書類を除く。）

自家用電気工作物に関する手続き

- 使用前自己確認結果届出書（保安ネット）

保安ネットの 使用前自己確認届出書 は 一般用電気工作物を対象としているため、
自家用電気工作物の場合は 紙 による届出をお願いいたします。



ご不便おかけしますが、
ご理解くださいますよう
お願いいたします。

自家用電気工作物に関する手続き

● 使用前自己確認結果届出書（紙） 電気事業法施行規則第78条に則る

様式第53（第78条関係） 電気事業法施行規則にて定める様式のため、項目はそのまま

使用前自己確認結果届出書

2024年 8月 1日

中部近畿産業保安監督部長 殿

住 所 富山県富山市牛島新町11番7号
氏 名 ABC株式会社
代表取締役社長 菅原 拓
連絡先 TEL: 012345678
メール: sugawara-hiraku@abc.com

電気事業法第51条の2第3項の規定により別紙のとおり使用前自己確認の結果を届け
出ます。 該当がなかったものは 該当なし と明記する。

1. 確認年月日
2024年8月1日
2. 確認の対象
発電所または発電設備の種類: 太陽電池発電所 50kW以上は発電所
発電所名称: 菅原工場 太陽光発電所
発電所住所: 富山県富山市牛島新町11番7号
発電所出力: 50kW
発電所電圧: 200V 配電線との連系電圧ではなく、発電所から発生する電圧
根拠条文: 電気事業法施行規則別表第6第2項
3. 確認の方法
別紙のとおり
4. 確認の結果
別紙のとおり
5. 確認を実施した者及び主任技術者（当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合を除く。）の氏名
別紙のとおり
6. 当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であって、確認に係る業務を委託して行った場合にあっては、その委託先の氏名又は名称、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
該当なし
7. 確認の結果にもとづいて補修などの措置を講じたときは、その内容
該当なし

自家用電気工作物に関する手続き

● 使用前自己確認結果届出書（紙） 電気事業法施行規則第78条に則る

様式第53（第78条関係） 電気事業法施行規則にて定める様式のため、項目はそのまま

（自家用）

使用前自己確認結果届出書

2024年 8月 1日

中部近畿産業保安監督部長 殿

住 所 富山県富山市牛島新町11番7号
氏 名 ABC株式会社
代表取締役社長 菅原 拓
連絡先 TEL：012345678
メール：sugawara-hiraku@abc.com

電気事業法第51条の2第3項の規定により別紙のとおり使用前自己確認の結果を届け
出ます。 該当がなかったものは 該当なし と明記する。

1. 確認年月日
2024年8月1日

2. 確認の対象
発電所または発電設備の種類：太陽電池発電所 50kW以上は発電所
発電所名称：菅原工場 太陽光発電所
発電所住所：富山県富山市牛島新町11番7号
発電所出力：50kW
発電所電圧：200V 配電線との連系電圧ではなく、発電所から発生する電圧
根拠条文：電気事業法施行規則別表第6第2項

3. 確認の方法
別紙のとおり

4. 確認の結果
別紙のとおり

5. 確認を実施した者及び主任技術者（当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物で
ある場合を除く。）の氏名
別紙のとおり

6. 当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であって、確認に係る業務
を委託して行った場合にあっては、その委託先の氏名又は名称、住所及び電話番号、電
子メールアドレスその他の連絡先
該当なし

7. 確認の結果にもとづいて補修などの措置を講じたときは、その内容
該当なし

自家用と一般用の
大きな違いは
5. と6. の
書き方

様式第53（第78条関係） 電気事業法施行規則にて定める様式のため、項目はそのまま

（一般用）

使用前自己確認結果届出書

2024年 8月 1日

中部近畿産業保安監督部長 殿

住 所 富山県富山市牛島新町11番7号
氏 名 ABC株式会社
代表取締役社長 菅原 拓
連絡先 TEL：012345678
メール：sugawara-hiraku@abc.com

電気事業法第51条の2第3項の規定により別紙のとおり使用前自己確認の結果を届け
出ます。 該当がなかったものは 該当なし と明記する。

1. 確認年月日
2024年8月1日

2. 確認の対象
発電所または発電設備の種類：太陽電池発電設備 50kW以上は発電所
発電所名称：スガワラ太陽光発電設備
発電所住所：富山県富山市牛島新町11番7号
発電所出力：11kW
発電所電圧：200V
根拠条文：電気事業法施行規則別表第6第2項

3. 確認の方法
別紙のとおり

4. 確認の結果
別紙のとおり

5. 確認を実施した者及び主任技術者（当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物で
ある場合を除く。）の氏名
該当なし 一般用電気工作物は主任技術者がいないため、該当なし

6. 当該事業用電気工作物が小規模事業用電気工作物である場合であって、確認に係る業務
を委託して行った場合にあっては、その委託先の氏名又は名称、住所及び電話番号、電
子メールアドレスその他の連絡先
水野電気管理事務所 水野拓 05012345678 mizuno-hiraku@denki.com

7. 確認の結果にもとづいて補修などの措置を講じたときは、その内容
該当なし

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
※FIT認定を受けている場合、下記に設備IDをご記載ください（任意）
FIT設備ID：

自家用電気工作物に関する手続き

● 使用前自己確認結果届出書（紙） 別紙：具体的な確認を行う

使用前自己確認結果届出書

3 太陽電池発電所及び太陽電池発電設備

本記載例はあくまでも一例です。作成の際は実施した内容に基づいて記載してください。

番号	確認項目	確認内容 (使用前自己確認方法の基本案)	確認状況	判定結果	現地試験結果による確認の有無 (1)	記録による確認		規格に沿って確認を行った場合の規格番号 (JIS以外の規格の場合には、その適合性を証明する書類を添付すること)	備考	確認年月日、 確認者(2)	
						工場試験結果による確認の有無	その他記録(図面、書類等)による確認の有無			設置者	主任技術者
1	外観検査	検査対象となる電気工作物の設置状況について、工事の計画に従って工事が行われていること及び電機に適合していることを目視により確認する。 なお、判定基準の②、③、④、⑤、⑥を確認する場合は書類等によって確認することもできる。	☒ 済 ☐ 対象外	☒ 合 ☐ 否	☒ 有 ☐ 無	☐ 有 ☒ 無	☒ 有 ☐ 無	JIS以外規格に沿って確認を行った。	設計時に電機設備の技術基準に基づき支持物の強度計算の妥当性の確認の有無 ☒ 有 ☐ 無 判定基準の②、③、④、⑤については書類等で確認した。	確認年月日 2024年7月8日 確認者 〇〇株式会社 保安部保全課 〇〇 〇〇	確認年月日 2024年7月8日 確認者 (電気保安法人等) 〇〇営業所 〇〇 〇〇
	判定基準	①中性点直接接地方式の系統に接続する変圧器には、過電圧防止設備が設置されていること。(電技解釈第19条第1項) ②必要な箇所に所定の接地が行われていること。(電技解釈第17条～第19条、第21条、第22条、第24条、第25条、第27条～第29条、第37条) ③高圧又は特別高圧用の機械器具の充電部が、取扱者が容易に触れないように施設されていること。(電技解釈第21条、第22条) ④アークが発生する器具と可燃性物質との距離が十分であること。(電技解釈第23条) ⑤高圧又は特別高圧系統中の過電流遮断器の開閉状態が容易に確認できること。(電技解釈第34条) ⑥高圧及び特別高圧の系統において電線及び電気機械器具を保護するために過電流遮断器が設置されていること。(電技解釈第34条、第35条) ⑦高圧及び特別高圧の系統に地絡を生じた時に自動的に電路を遮断する装置が必要な箇所に施設されていること。(電技解釈第36条) ⑧太陽電池発電所の高圧及び特別高圧の系統において、架空電線の引込口及び引出口又はこれに近接する箇所に避雷器が施設されていること。(電技解釈第37条) ⑨太陽電池発電所の周囲に、橋、堰等が施設されており、出入口に施設装置及び立入禁止表示が施設されていること。(電技解釈第38条) ⑩太陽電池発電所の周囲の橋、堰等の高さ、橋、堰等から特別高圧の充電部までの距離との和が規定値以上であること。(電技解釈第38条) ⑪ガス絶縁機器等の圧力容器が規定とおり施設されていること。(電技解釈第40条) ⑫発電機、特別高圧用の変圧器、電力用コンデンサ又は分路アクトル及び調相機に必要な保護装置が施設されていること。(電技解釈第42条、第43条) ⑬検査の対象となる電気工作物が図面等の記載事項と一致に施設されていること。なお、支持物の基礎については、当該記載事項と一致に施設されていることが施工の状態が分かる写真や施工管理記録等により確認されていること。	目視により確認	書類等により確認	標識により確認	設置者は、使用前自己確認結果届出書を提出する法人又は個人であり、工事施工者ではない。この欄は、法人の場合は代表者ではなく、実際に現場や書面等にて試験結果を確認した保安責任者の所属・氏名を記載してください。主任技術者が自社兼任で保安責任者を兼ねている場合は、主任技術者欄と同一者でも構いません。	ここで書く「主任技術者」は有資格者ではなく、設置者が主任（若しくは外部委託）して国に届け出ている方となります。				
2	設計図書の確認	検査対象となる電気工作物の設計図書が当該設置場所下の荷重として適切に設定されていることを図面等（構造計算書、梁台図、載荷試験結果及び地盤調査結果等を含む。以下「Ⅱ-1. 使用前自己確認の方法 3. 太陽電池発電所及び太陽電池発電設備」において同じ。）によって確認する。	☒ 済 ☐ 対象外	☒ 合 ☐ 否	☐ 有 ☒ 無	☐ 有 ☒ 無	☒ 有 ☐ 無	JIS以外規格に沿って確認を行った。 JIS C 8955 (2017)	判定基準のⅡについては図面で確認した。 判定基準の②については構造計算書で確認した。	確認年月日 2024年7月8日 確認者 〇〇株式会社 保安部保全課 〇〇 〇〇	確認年月日 2024年7月8日 確認者 (電気保安法人等) 〇〇営業所 〇〇 〇〇
	判定基準	自重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重その他の当該支持物の設置環境下において想定される各種荷重が、日本産業規格 JIS C 8955 (2017)「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」等に基づき設定されていること。 具体的には、以下の項目を満たすこと。 ①自重は、太陽電池モジュール、支持物及び支持物に取付けられている電気設備（逆変換装置、電線、接続箱、集電箱）等の重量が設定されていること。 ②風圧荷重は、アレイ面と支持物のそれぞれの重量が考えられていること。 ③基準風速、地表面粗度区分は当該設備の設置場所に応じた値が設定されていること。 ④風力係数は風向実測結果から考えられる数値、または JIS C 8955 (2017) に示された設置形態に応じた数値が設定されていること。 ⑤積雪荷重の地上自由積雪量は、JIS C 8955 (2017) の算定方法により求めた値が設定されていること。 ⑥勾配係数はアレイ面の角度に応じた値が設定されており、アレイ面の傾斜が確実に滑らないと判断できる場合には勾配係数としていること。 ⑦雪の単位重量は、一般の雪で 2.0 N/cm ² 以上、多雪地域で 3.0 N/cm ² 以上が設定されていること。 ⑧地震荷重の設計用水平震度は、JIS C 8955 (2017) に示された設置形態（地上設置および建築物等設置）及び設置場所に応じた値が設定されていること。 ⑨材料地、水上等に設置される設備の場合は、「発電用太陽電池設備に関する技術基準の解説」に基づいて付加的に考慮すべき外力を適切に評価していること。	実際の設備の支持物と一致していることを確認	図面等により確認							
3	支持物構造の確認	図面等での支持物の形状及び寸法、使用材料等が実際の設備の支持物と一致していることを確認する。 支持物が各種設計図書に対して安定した構造であることを図面等によって確認する。	☒ 済 ☐ 対象外	☒ 合 ☐ 否	☒ 有 ☐ 無	☐ 有 ☒ 無	☒ 有 ☐ 無	JIS以外規格に沿って確認を行った。	判定基準のⅡについては図面で確認した。 判定基準の②については構造計算書で確認した。	確認年月日 2024年7月8日 確認者 〇〇株式会社 保安部保全課 〇〇 〇〇	確認年月日 2024年7月8日 確認者 (電気保安法人等) 〇〇営業所 〇〇 〇〇
	判定基準	①支持物の架構（部材の組み方や形状、使用材料等）及び寸法が図面等と一致していること。 ②図面に示された支持物（架台を含む）の架構図をもとに正面、側面、背面の架構について不静定次数の計算を行い、いずれの架構も不静定次数の値が 0 以上の安定した構造（静定・不静定）であること。このとき、部材間の接合部の条件を適切に設定し、不静定次数の算出方法は、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解説に関する条基	図面等により確認								

自家用電気工作物に関する手続き

- 使用前自己確認結果届出書（紙） 別紙：具体的な確認を行う

具体的な確認内容は下記アドレスを参照

使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/law/files/20240328shiyoumaekensakaishaku.pdf

太陽電池発電所は

P 3 9 ～ P 4 4、別添資料 P 9 ～ P 1 3

（太陽電池発電設備もここで確認する）

風力発電所は

P 4 5 ～ P 4 9、別添資料 P 1 4 ～ P 1 7

（風力発電設備もここで確認する）

ページは法改正によって変わるため、
常に最新のものを確認してください

自家用電気工作物に関する手続き

- 使用前自己確認結果届出書（紙） 電気事業法施行規則第78条に則る

使用前自己確認結果確認届出書添付書類一覧

添付書類名	必須	条件により添付必要	
発電所の概要を明示した地形図	☐	—	
主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図	☐	—	
発電方式に関する説明書	☐	—	
該当なしであっても、添付があれば、 当署は内容を確認している 支持物の構造図及び強度計算書	該当なし ☐	☐	以下区域に設置する場合に添付が必要（該当するものにチェック）
		☐	・砂防法（明治30年法律第29号）第二条の規定により指定された砂防指定地
		☐	・地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域
		☐	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第三条の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
	☐	☐	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域
		☐	急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は添付が必要
		☐	砂防法（明治30年法律第29号）第四条（同法第三条において準用する場合を含む。）の規定による許可
		☐	森林法（昭和26年法律第249号）第十条の二第一項の許可
当該区域内の急傾斜地（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第一項に規定するものをいう。）の崩壊の防止措置に関する説明書	該当なし ☐	☐	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第十八条第一項又は同法第四十二条第一項の許可
許可を受けたところに従って行われたことを示す書類	該当なし ☐	☐	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第十二条第一項又は第三十条第一項の許可
許可を受けたところに従って行われたことを示す書類	該当なし ☐	☐	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第七条第一項の許可
許可を受けたところに従って行われたことを示す書類	該当なし ☐	☐	JIS以外の規格に沿って確認を行った場合
宅地造成及び特定盛土等規制法第十七条第二項又は第三十六条第二項の規定により交付された検査済証の写し	該当なし ☐	☐	
許可を受けたところに従って行われたことを示す書類	該当なし ☐	☐	
適合性を証明する書類	該当なし ☐	☐	

自家用電気工作物に関する手続き

- 使用前自己確認結果届出書（紙） 電気事業法施行規則第 7 8 条に則る

他に添付が必要なもの

主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図

発電方式に関する説明書

（必要に応じて）

許可（砂防、地すべりなど）を受けたところに従って行われたことを示す書類